

藤岡労働基準監督署からのお知らせ

(令和7年11月)

第28回多野藤岡建設業労働災害防止大会を開催しました！

説明会の様子



塚本分会長ご挨拶



多野藤岡地区公共工事
安全対策推進協議会長
粕谷様ご挨拶



労働基準監督官説明



衆原様ご説明

建設業労働災害防止協会群馬県支部藤岡分会及び多野藤岡地区公共工事安全対策推進協議会との共催で令和7年10月10日(金)にみかぼみらい館にて、建設業労働災害防止大会を開催しました。

建設業における労働災害防止の推進を目的として始まり、今年で28回目を迎えました。当日は建設業労働災害防止協会群馬県支部藤岡分会塚越副会長の開会の挨拶から始まり、ご来賓の方々からのご祝辞をいただきました。

また、当署監督官による「建設業における労働災害防止対策」として建設業における災害事例を紹介したほか、1人親方等に関する法規制を中心に説明が行われました。

特別講演として群馬ヤクルト株式会社管理栄養士衆原様より、「今日から始めよう生活習慣病予防」について講演を行っていただきました。運動や栄養素といった日常生活におけるセルフケアについて非常に有意義な講義となりました。



ユニポリマー株式会社様にて衛生週間パトロールを実施しました！



令和7年10月2日(木)藤岡労働基準協会の開催する衛生週間パトロールに参加しました。巡回先としてユニポリマー株式会社群馬工場様を巡視させていただき、10/1～10/7を本週間とした衛生週間における重点事項を中心に協会員様、医師会様と確認いたしました。工場内で使用する物を有害性の低い物に代替するなど本質安全化に取り組まれていることに加え、「くるみん認定」を取得するなどワークライフバランスの確保に取り組まれていました。

11月は特定自主検査強調月間です

11月1日から11月30日は特定自主検査強調月間です。スローガンは「災害の危険の目を摘む 特自検」です。フォークリフトなどの車両系荷役運搬機械やドラグショベルなどの車両系建設機械については、1年を超えない期間ごとに1回有資格者による自主検査を実施しなければなりません。労働災害防止のためにも、所有する機械が検査対象となるか確認し、適切に検査を実施してください。



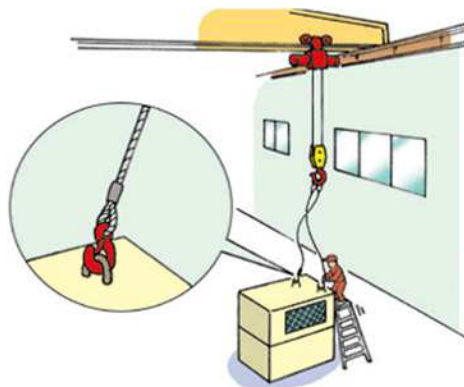
建設荷役車両安全技術協会HP

はしご、脚立からの墜落・転落災害を防止しよう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。



1 玉掛け作業者が脚立上から転落し死亡



天井クレーン（つり上げ荷重4.8t）を用いて、脚立に上り玉外しを行おうとしたところ、バランスを崩して脚立から転落した災害。

墜落防止のための手すりが設置されたローリングタワー等の使用も有効です！

2 脚立上で松の木剪定作業中に墜落



小脚立を使用して松の木剪定作業中に高さ約2mの位置から墜落した災害。

被災者は安全帯や保護帽を着用していなかった。

作業者に墜落防止措置や保護帽の着用を徹底しよう！

3 移動はしごで、ペンキのふき取り作業中転落



移動はしごを玄関先の土盛りのところに立て掛け、約1.7mの位置で塗料の拭きとりを行っていたところ、はしごの脚部が後方に滑動し被災者が転落した災害。

はしごの設置場所の地面が傾斜し不安定な箇所だった。

設置場所の安定性を確認し、はしごの転位防止を確実にすること！



はしご・脚立からの墜落・転落防止のリーフレット（厚生労働省）



こちらも確認してね！